

山口県報

平成18年
8月18日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 一 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川開発課).....
 - 二 道路の指定(建築指導課).....
- 公告
 - 一 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
 - 二 大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出(商政課).....
 - 三 県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課).....
 - 三 一般競争入札の実施(河川開発課).....



山口県告示第四百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の五第一項の規定により、黒杭川上流ダム建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年八月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 黒杭川上流ダム建設工事
 - (一) 工事場所 柳井市柳井地内
 - (二) 工事の概要

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 2 出資比率が四十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年八月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が千以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第四百六十七号)三に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

- (三) 申請書等の提出期間

随時とする。

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

構	造	規	模
重力式コンクリートダム		堤高 四八・〇メートル 堤頂長 二四・〇メートル 堤体積 八八、一〇〇立方メートル	

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所（電話〇八二〇―二二一〇三九六）にすること。

山口県告示第四百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

平成十八年八月十八日

山口県知事 二井 関 成

名 称	起 点	終 点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
防府都市計画道路三・四・二十六戎町迫戸線	防府市戎町一丁目一五の二〇	防府市戎町一丁目一三の三〇	二五・〇	八三・〇	平成一八、八
防府都市計画道路三・五・二十八駅通り牟礼線	防府市戎町一丁目一六の九	防府市戎町一丁目一八の一	二〇・〇	一一五・〇	"
防府都市計画道路三・三・二十九赤間通り線	防府市戎町一丁目一五の二〇	防府市八王子二丁目一五の一の三	二〇・〇	二六七・〇	"



(四四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年三月三十一日山口県公告（一八七）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月十八日から同年九月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク南浜店
所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年三月三十一日山口県公告（一八八）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月十八日から同年九月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク南浜店
所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四四二) 大規模小売店舗立地法第七条の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年八月十八日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) スポーツデポ・ゴルフ5山口店
 所在地 山口市大内御堀九六四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社アルペン 住所 名古屋市区見玉三丁目三五番一八号 代表者の氏名 水野 泰三
- 三 変更に係る事項の概要
 駐車場の自動車の出入口の位置
 届出年月日 平成十八年七月二十七日

(四四三) 県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営豊浦第二地区ほ場整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり行いま
 した。

- 一 換地処分の年月日
 平成十八年八月十八日
 山口県知事 二井 関 成

二 換地処分の内容
 県営豊浦第二地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書に記載された換地計画の
 とおり

(四四四) 一般競争入札の実施
 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
 十七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
 平成十八年八月十八日
 山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項
 次に掲げる工事の請負

- (一) 工事名
 黒杭川上流ダム建設工事
- (二) 工事場所
 柳井市柳井地内
- (三) 工事の概要

構	造	規	模
重力式コンクリートダム		堤高 四八・〇メートル 堤頂長 二四・四・〇メートル 堤体積 八八、一〇〇立方メートル	

- (四) 工期
 この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約四十五
 箇月間
- (五) その他
 この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事であ
 る。

- (一) 工事概要書及び入札説明書等の配布
 場所 柳井市南町三丁目九番三号 柳井土木建築事務所
- (二) 日時
 平成十八年八月十八日から同年九月十五日までの午前九時から午後四時三十分ま
 で

三 入札参加資格
 入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査
 に関する告示(平成十八年山口県告示第四百四十三号。以下「告示」という。)に基
 づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有
 すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (一) 共同企業体が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百
 六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に
 参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又
 は入札代理人として使用する者でないこと。
 - 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)の施工に係る品質、工期、工程、
 主要施工設備、環境対策、安全対策等の計画(以下「施工計画」という。)が適

正であること。
 (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 本工事において他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 平成十八年八月十八日から同年十月二十三日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成十八年四月一日から平成十八年八月十八日までの間に元請負人若しくは共同企業体の代表者として堤高三十メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績又は共同企業体の代表者以外の者(出資比率が二十パーセント以上のものに限る。)として堤高六十メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績を有していること。
- 2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、ダム工事総括管理技術者の資格を有し、かつ、平成十八年四月一日から平成十八年八月十八日までの間に堤高三十メートル以上の重力式コンクリートダム工事に係る施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事した経験を有するものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成十八年四月一日から平成十八年八月十八日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上のものに限る。)として堤高十五メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績又は河川等の大型コンクリート構造物(砂防ダム、堰、水門、橋脚等でコンクリート体積二千立方メートル以上又は高さ十五メートル以上のものに限る。)を施工した実績を有していること。
- 2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)を本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所

柳井土木建築事務所

2 日時

平成十八年八月十八日から同年十月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所

柳井土木建築事務所

2 日時

平成十八年九月二十九日から同年十月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

3 対象者

十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

五 契約条項を示す場所

柳井土木建築事務所

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

柳井土木建築事務所

(三) 受領期限

平成十八年十月二十日午後四時三十分(入札書を持参する場合は、平成十八年十月二十三日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

柳井市南町三丁目九番三号 山口県柳井総合庁舎三階入札室

(二) 日時

平成十八年十月二十三日 午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者との入札

十 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 十一 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1から3まで及び7に掲げる書類)を平成十八年九月十五日午後四時三十分までに柳井土木建築事務所へ提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十八年九月二十八日までに発送する。

- 1 施工計画について記載した書類
- 2 同種の工事の施工実績について記載した書類
- 3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
- 4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
- 5 総合評価値通知書の写し
- 6 特定建設業の許可通知書の写し
- 7 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百

八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (八) 契約締結後の技術提案
契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。
- (九) 詳細については、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇二二一〇三九六)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: River Development Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Construction work of Kuroki River Upper Reaches Dam
- (3) Type of the dam: Concrete Gravity Dam
- (4) Place of construction: Yanai, Yanai City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yanai Public Works Construction and Architecture Office, 3-9-3 Minaminachi, Yanai City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P. M. October 20, 2006 (In case of bringing a tender: 10:00 A. M. October 23, 2006)

平成十八年八月十八日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）